許可番号　第０７４２０００４２２７号

産業廃棄物処分業許可証

住　所　　広島県呉市広多賀谷三丁目７番１３号

氏　名　　寺本環境　株式会社
代表取締役　寺本　久恵

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第１４条第６項 の許可を受けた者であることを証する。

呉市長　新原　芳明



許可の年月日　令和６年７月３０日

許可の有効年月日　令和１１年７月２９日

１．事業の範囲
事業の区分
中間処理（焼却，破砕，選別，減容，圧縮，破砕・選別）
産業廃棄物の種類
【焼却】
・紙くず
・木くず
・繊維くず
【破砕】
・金属くず（廃蛍光管に限る。）
・ガラスくず（廃蛍光管に限る。）
【選別】
・廃プラスチック類（廃容器包装に限る。）
・金属くず（廃容器包装に限る。）
・ガラスくず（廃容器包装に限る。）
【減容】
・廃プラスチック類（発泡スチロールに限る。）
【圧縮】
・廃プラスチック類（廃容器包装を含み，廃プリント配線板及び自動車等破砕物を除く。）
・紙くず
・金属くず（廃容器包装を含み，廃プリント配線板，鉛蓄電池の電極，鉛製の管又は板，自動車等破砕物を除く。）
【破砕・選別】
・廃プラスチック類（廃太陽光パネルに限る。）
・金属くず（廃太陽光パネルに限る。）
・ガラスくず（廃太陽光パネルに限る。）
（これらのうち，水銀使用製品産業廃棄物を含み，石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以下余白

２．事業の用に供するすべての施設
裏面記載のとおり

３．許可の条件
余　白

４．許可の更新又は変更の状況
令和６年８月２０日　更新許可
令和８年４月１６日　変更届

５．規則第１０条の４第５項の規定による許可証の提出の有無　~~有~~・無

６．事業の用に供するすべての施設

(1) 焼却施設
設 置 場 所：呉市広多賀谷三丁目３番２２１
設置年月日：令和８年４月１６日
処 理 能 力：紙くず 0.608ｔ／日（８時間），木くず 0.672ｔ／日（８時間），繊維くず 0.608ｔ／日（８時間）

(2) 破砕施設
設 置 場 所：呉市広多賀谷三丁目３番２２１
設置年月日：平成２２年５月１８日
処 理 能 力：金属くず・ガラスくず 1.9ｔ／日（８時間）

(3) 選別施設
設 置 場 所：呉市広多賀谷三丁目３番２２１
設置年月日：平成２３年９月３０日
処 理 能 力：廃プラスチック類・金属くず・ガラスくず 4.3ｔ／日（８時間）

(4) 減容施設
設 置 場 所：呉市広多賀谷三丁目３番１６８
設置年月日：平成２７年６月１８日
処 理 能 力：廃プラスチック類 0.48ｔ／日（８時間）

(5) 圧縮施設
設 置 場 所：呉市広多賀谷三丁目３番１６８
設置年月日：平成２８年６月１０日
処 理 能 力：廃プラスチック類 0.598ｔ／日（８時間），紙くず 0.708ｔ／日（８時間），金属くず 2.376ｔ／日（８時間）

(6) 破砕・選別施設
設 置 場 所：呉市仁方桟橋通１５１１番６２
設置年月日：令和５年１１月２２日
処 理 能 力：廃プラスチック類・金属くず・ガラスくず 4.0ｔ／日（８時間）

(7) 保管施設
ア　焼却処理
設置場所：呉市広多賀谷三丁目３番２２１，面積：16.0 ㎡，種類：紙くず・木くず・繊維くず，保管上限：24.0 ㎥，積み上げることができる高さ：屋内容器保管

イ　破砕処理
設置場所：呉市広多賀谷三丁目３番２２１，面積：0.69 ㎡，種類：金属くず・ガラスくず，保管上限：0.31 ㎥，積み上げることができる高さ：屋内容器保管

ウ　選別処理
設置場所：呉市広多賀谷三丁目３番２２１，面積：36.0 ㎡，種類：廃プラスチック類・金属くず・ガラスくず，保管上限：18.0 ㎥，積み上げることができる高さ：屋内容器保管

エ　減容処理
設置場所：呉市広多賀谷三丁目３番１６８，面積：71.0 ㎡，種類：廃プラスチック類，保管上限：71.0 ㎥，積み上げることができる高さ：屋内保管

オ　圧縮処理
設置場所：呉市広多賀谷三丁目３番１６８，面積：5.2 ㎡，種類：廃プラスチック類・紙くず・金属くず，保管上限：4.4 ㎥，積み上げることができる高さ：屋内保管

カ　破砕・選別処理
設置場所：呉市仁方桟橋通１５１１番６２，面積：6.0 ㎡，種類：廃プラスチック類・金属くず・ガラスくず，保管上限：10.0 ㎥，積み上げることができる高さ：屋内保管　以下余白